

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

1 保証証書の電子化とは

書面で提出いただいていた契約の保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）に係る保証証書について、インターネットを介した方法により提出することが可能となります。
（従来どおり紙による提出も引き続き可能です。）

2 適用日

令和6年4月1日以降に請負契約を締結する案件から適用

3 電子証書の提出方法

各保証機関から発行された保証契約番号と認証キー（電子証書等をプラットフォーム上で閲覧するためのパスワード）を「契約検査課」及び「各発注課」あてに電子メールで送信してください。

◆契約保証担当⇒契約検査課

契約検査課メールアドレス：keiyaku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

◆前払金保証担当⇒各発注課

各発注課あての、送信先メールアドレスは各発注課にお問い合わせください。

4 電子保証の利用方法

各保証事業会社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社）にお問い合わせください。

5 その他

P D F 形式で発行された保険証券等の電子メールによる提出は対象外とします。

【問合せ先】

契約検査課 検査担当

TEL 0238(22)5111

内線 2501・2502